

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は特別区民税の賦課及び徴収に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特別区民税の賦課及び徴収に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

港区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別区民税の賦課及び徴収に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法及び港区特別区税条例に基づき、特別区民税の賦課及び徴収に関する事務を行う。 ※本評価書中において、“特別区民税”とは個人の特別区民税及び都民税の双方を意味する。 また、以降評価書中においては、“個人住民税”と表記する(“特別区民税・都民税申告書”や“住民税賦課情報ファイル”のような固有名詞についてはこの限りでない。) (1)個人住民税賦課業務 【概要】 個人住民税賦課業務とは、賦課期日(1月1日)現在、当区に居住する住民に対し、住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。 【内容】 ①課税準備:賦課期日時点の納税義務者の把握、配偶者等の特定、特別区民税・都民税申告書の対象者への送付 ②申告受付:課税資料の受付及び内容チェック、自治体側で管理する住民基本台帳との紐付、他自治体課税分についての回送処理 ③情報取得:生活保護に関する情報の取得 ④賦課決定・通知:1人1枚から複数枚ある課税資料を1つの課税根拠資料に合算(資料併合)、合算結果に基づく税額計算及び徴収方法の決定・通知、当区で課税した住登外者の住登地への通知 ⑤賦課更正:賦課決定以降、調査あるいは本人の申告で課税資料に修正が発生した場合のオンライン更正及び通知出力 ⑥調査:未申告調査(本人向け、他市町村向け)、被扶養者及び配偶者等の扶養調査、当区が独自で調査・課税した場合の税務署への通知 ⑦課税情報の連携:課税情報を利用する業務に対する情報の連携(番号法第9条別表第二に掲げる事務など) ⑧証明書の発行:課税(非課税)証明書の発行 (2)収納管理業務 【概要】 収納管理業務とは、個人住民税賦課業務より情報を引き継ぎ、納税義務者の収納情報を管理する。 【内容】 ①課税業務より、当初課税及び税額更正後の賦課情報等の引継ぎ ②当区窓口あるいは各種収納機関経由での納付書による消込情報(紙、電子データ)の受領及びシステム反映 ③賦課情報と消込情報に過払いの差額が生じた場合の、過誤納管理(還付・充当処理及び通知出力) ④納付または還付金受領手段として口座振替を希望した納税義務者の口座情報管理(還付事務においては、公金受取口座情報を含む) ⑤納税証明書の発行 ⑥未納者への督促状の発行及び滞納整理業務への情報連携 ⑦他自治体への納税義務者の照会または他自治体からの照会への回答 (3)滞納整理業務 【概要】 滞納整理業務とは、収納管理業務より情報を引き継ぎ、滞納者情報及び処分の情報を管理する。 【内容】 ①収納管理業務で督促状を発行した納税義務者の情報等の引継ぎ ②滞納者に対する電話や文書による催告、電話連絡、訪問等による納税交渉・徴収事務 ③滞納者と納税計画を作成し、分割納付や必要に応じて延滞金減免等の処理 ④納税交渉に応じない場合や約束不履行があった場合などの民間企業等に対する財産調査 ⑤差押可能な財産が判明した滞納者に対する、差押処分の執行、換価・配当による充当 ⑥差押可能な財産が存在しない滞納者に対する、執行停止処分の執行 ⑦執行停止後、時効日を迎えた場合の、不納欠損処理 ⑧他自治体への照会または他自治体からの照会に対する回答
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

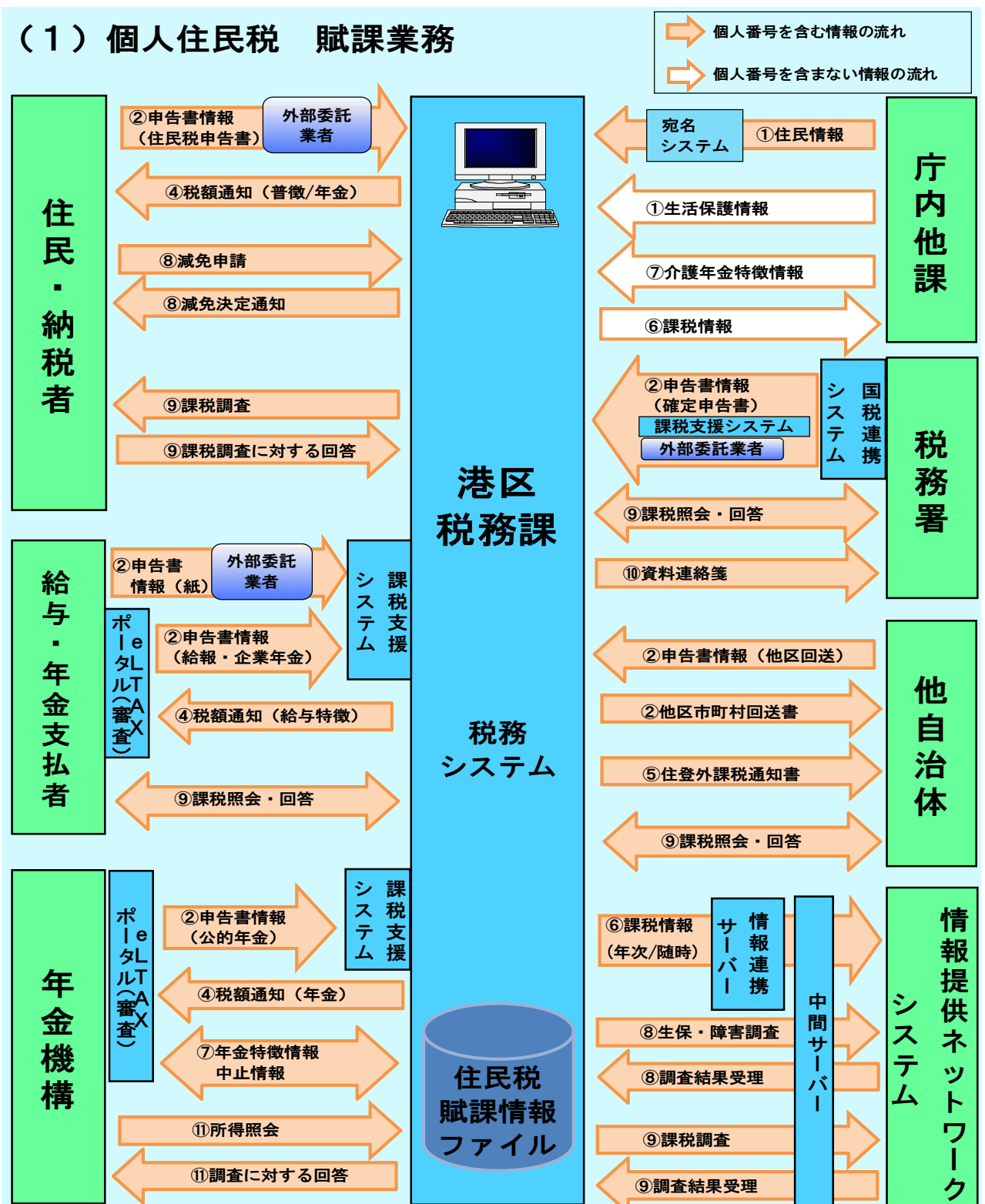
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	①個人住民税システム:課税準備処理、当初賦課、納税通知書等の帳票発行、異動更正、証明書発行 ②軽自動車税システム:車両登録情報の管理、当初賦課、証明書発行 ③収納管理システム:収納情報の管理、証明書発行、還付・充当 ④滞納整理システム:滞納者管理、滞納者に対する催告機能、各種財産管理機能、処分、分納計画 ⑤税統計システム:統計データ集計機能、都報告資料作成機能、徴収実績調書作成機能、都税事務所用資料作成機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (課税支援システム)
システム2	
①システムの名称	システム共通基盤
②システムの機能	【団体内統合宛名管理システム(共通宛名)】 ①宛名管理機能:住民記録システムから取得した住記データを、統合宛名DBに反映を行う。 ②団体内宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 ③団体内宛名番号の変更機能:個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の、団体内統合宛名番号の変更を行う。 ④符号管理機能:符号取得要求、符号取得依頼受信等を行う。 【住民情報・年金特徴情報照会システム】 住民情報照会機能:住民登録者の住民記録情報を照会する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	①国税連携を通じてダウンロードした確定申告データとeLTAXを通じてダウンロードした給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書データを、税務システムに連携・取込ができるよう加工する機能 ②確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書について、4情報を基にした宛名の付設機能 ③紙で提出された確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書の補正入力機能 ④確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能等

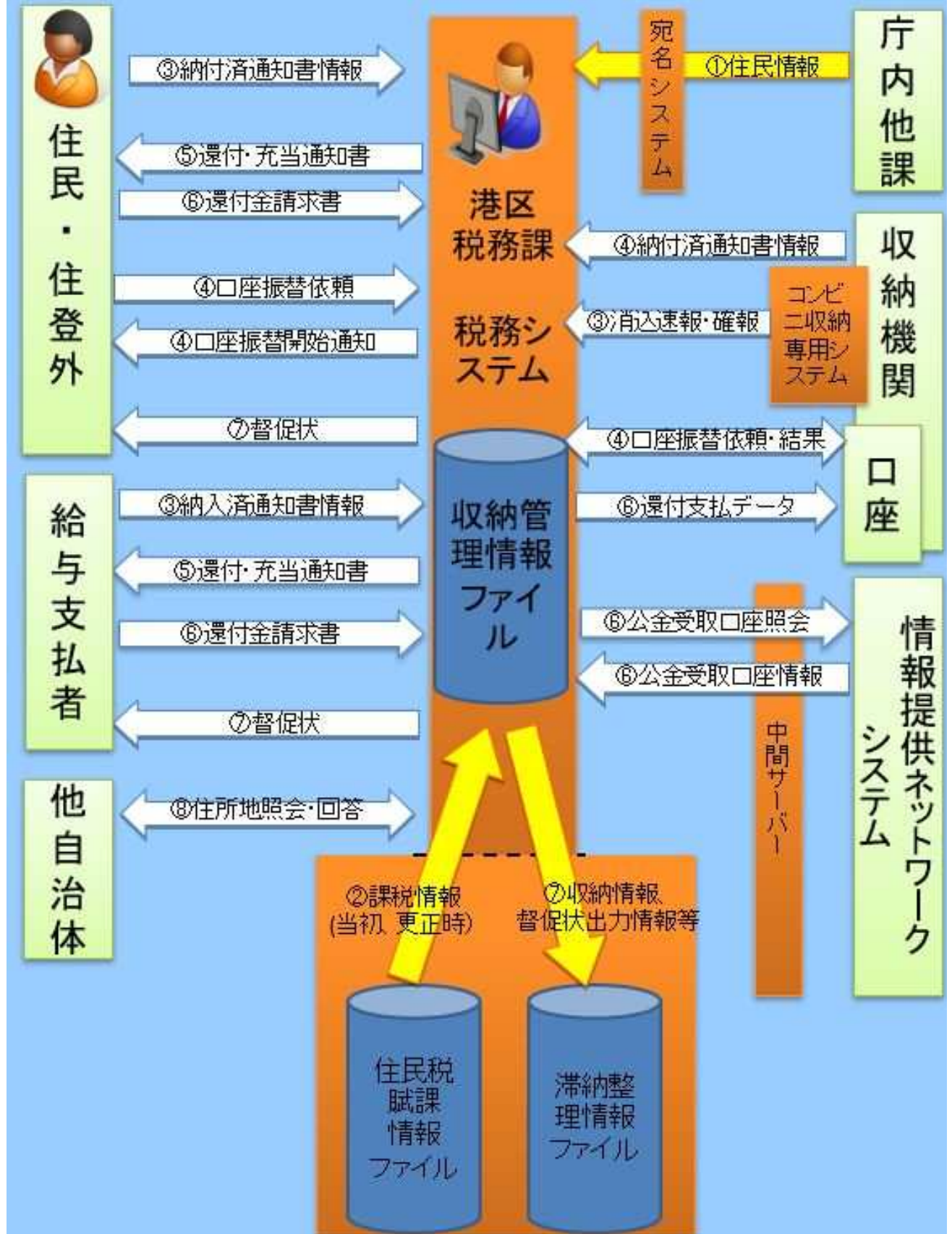
②システムの機能	①符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ③情報提供機能:情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理する機能 ⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー連携システム)
システム8	
①システムの名称	中間サーバー連携システム
②システムの機能	情報提供機能:各業務で管理している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☒] その他 (中間サーバー)
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル、(2)収納管理情報ファイル、(3)滞納整理情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	港区では、以下3つの特定個人情報ファイルをそれぞれ次の目的で取り扱う。 ①住民税賦課情報ファイル:個人住民税の賦課決定・更正において、納税義務者の所得情報や各種控除に係る情報等を正確に把握する。 ②収納管理情報ファイル:個人住民税の収納管理において、納税義務者の収納情報等を正確に把握する。 ③滞納整理情報ファイル:個人住民税の滞納整理に際して、納税義務者の滞納情報や処分履歴等を正確に管理する。
②実現が期待されるメリット	個人住民税の賦課や収納管理及び滞納整理において、各種情報(所得情報や収納情報等)を正確に把握することにより、税負担の公正・公平性が担保されるとともに、効率的に事務処理が行われる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16項、第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第16条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第16項、第18項、第23項、第26項、第27項、第28項、第29項、第31項、第34項、第35項、第37項、第38項、第39項、第40項、第42項、第48項、第54項、第57項、第58項、第59項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第70項、第71項、第74項、第80項、第84項、第85項の2、第87項、第91項、第92項、第94項、第97項、第101項、第102項、第103項、第106項、第107項、第108項、第113項、第114項、第115項、第116項、第117項、第120項、第121項 (別表第二における情報照会の根拠)第27項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報照会の根拠)第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業・地域振興支援部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

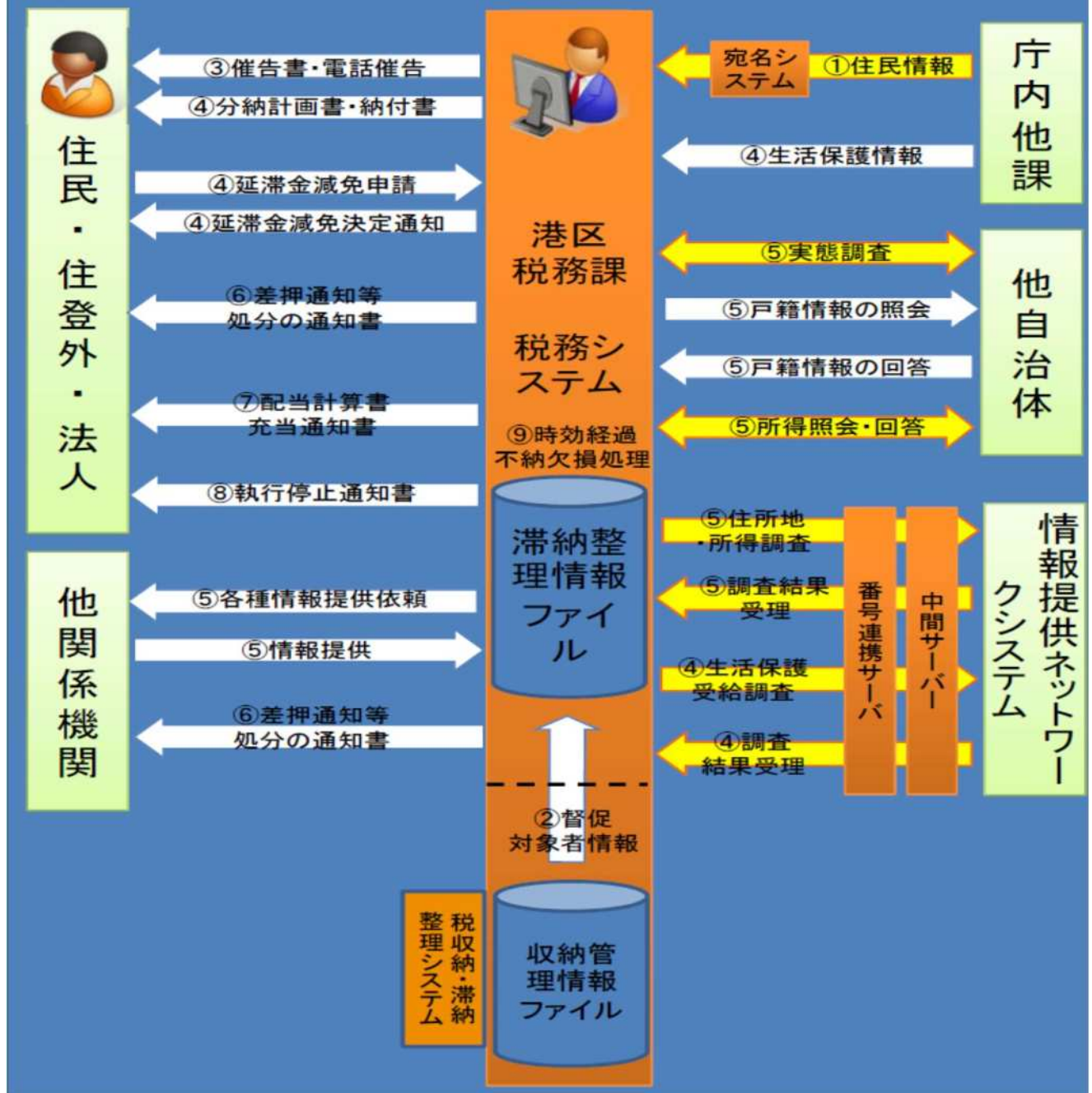
(1) 個人住民税 賦課業務



(2) 収納管理業務



(3) 滞納整理業務



(備考)

(1)個人住民税賦課業務

- ①宛名システムより賦課期日(1月1日時点)の住民記録情報、生活保護情報を取得し対象者の情報を作成する。
- ②各種申告書情報(特別区民税・都民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、他自治体回送資料)を直接、あるいは国税連携システム、eLTAXシステムを通じて取得し、必要な場合は外部委託業者によって税務システムに取込み可能な電子レイアウトに整形した上で、取込みを行う。
- また、申告書情報と区内で保有する納税義務者の紐付けを行い、1人複数毎の課税資料を併合し、賦課決定処理を行う。
- ③各種申告書情報のうち、区外に転出済の者については、他自治体回送資料を住所地のある自治体に送付する。
- ④賦課決定した税額をそれぞれの徴収区分に応じて、住民、給与・年金支払者等に税額通知を送付する。
- ⑤区外住登者で区内で課税したケースにおいては、住登外課税通知を住所地の自治体に送付する。
- ⑥決定した税額情報を、税情報を必要とする庁内他課や情報提供ネットワークシステムに連携する。
- ⑦年金特徴者においては、年金特徴の継続に必要な情報(年金天引き結果、年金中止依頼とその結果等)の連携を行い、税務システムに取込みを行う。
- また年金特徴中止の判断において介護から年金特徴情報を取込み、中止判定処理を行う。
- ⑧減免申請を受領し、審査の上、減免決定通知を送付する。
- ⑨必要に応じて、住民本人や他自治体・関係機関への所得・扶養照会や、他自治体からの照会に回答する。
- ⑩課税調査の結果、修正が必要な場合は、税務署にも連絡する。
- ⑪年数回行われる年金事務所からの調査について、回答を行う。

(2)収納管理業務

- ①宛名システムより住民記録情報を取得する。
- ②住民税賦課情報ファイルを参照し、最新の課税情報を取得する。
- ③窓口、収納機関、給与支払者等からの納付(入)情報(紙、電子データ)を受領し、消込処理を行う。
- ④支払方法に口座振替を選択した納税義務者の口座振替の手続きを行う。
- ⑤賦課情報と消込情報に過払いの差額が発生した場合、還付・充当処理及び通知を行う。
- ⑥還付対象者からの還付金請求書を受領し、公金受取口座利用希望者の口座情報を取得した上で、還付支払データの作成を行う。
- ⑦納期限までに納付がない納税者に対して督促状を出力する。
- また、滞納整理情報ファイルに収納情報や督促状を発行した納税義務者の情報などを引き継ぐ。
- ⑧督促状の返戻等が発生した場合、他自治体に住所照会を行う。

(3)滞納整理業務

- ①宛名システムより住民記録情報を取得する。
- ②収納管理情報ファイルを参照し、収納情報や督促状を発行した納税義務者の情報などを引き継ぎ、滞納者の把握を行う。
- ③滞納者に対する電話催告、文書による催告を行い、納税交渉・徴収事務を行う。
- ④滞納者と納税計画を作成し、分納計画や必要に応じて延滞金減免等の処理を行う。また交渉の過程で、生活保護受給状況等を参照する。
- ⑤納税交渉に応じない場合や、約束不履行があった場合は、民間企業等に財産調査等の情報提供依頼を行う。
- また転出等によって、所在地不明になった場合は、最新の住所地への照会等を行う。
- ⑥差押可能な財産が判明した滞納者に対し差押予告通知や差押処分等の通知書を送付する。
- ⑦財産を換価した配当金を、未納額に充当した旨通知する。
- ⑧財産が判明しなかった場合等、執行停止処分を執行し、その旨通知する。
- ⑨執行停止後、時効日を迎えた場合、不納欠損処理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民税賦課情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者	
その必要性	・個人住民税・森林環境税の公正・公平な賦課決定及び更正を行うため。 ・情報提供ネットワークシステムに連携し、他自治体からの照会に回答するため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	・個人番号: 申告情報の個人を正確に特定する。 ・その他識別情報(内部番号): 個人番号との紐付けに必要。 ・4情報、その他住民票関係情報: 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するため必要。 ・連絡先: 納税義務者への問い合わせに必要。 ・国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため必要。 ・地方税関係情報: 算出した税額の通知、各種証明書の発行に必要。他庁への問合せ等に必要。 ・医療保険関係情報: 社会保険料控除に係る支払額等を確認するため必要。 ・障害者関係情報: 障害者関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うため必要。 ・生活保護関係情報: 個人住民税・森林環境税の非課税判定を行うために必要。 ・介護関係情報: 年金特徴中止判定を行うために必要。 ・年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため必要。また年金機構への特別徴収税額通知に必要。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	産業・地域振興支援部 税務課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区民課、生活福祉調整課、介護保険担当 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁(税務署)、日本年金機構、共済組合 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村、情報提供ネットワークシステム利用機関、地方公共団体情報システム機構、共済組合 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、年金支払者 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 窓口における個人番号カード等 ）	
③入手の時期・頻度	○年次 ・住民票情報(賦課期日時点)(1月) ・住登外情報(賦課期日時点)(1月) ・生活保護情報(賦課期日時点)(1月) ・各種申告書の受付時(1月～4月) ・年金特徴対象者情報(5月、以降毎月) ・介護保険における年金特徴対象者情報(7月) ○随時 ・住民票/住登外情報の最新宛名情報(随時オンライン連携) ・賦課決定後の修正申告受付時(都度) ・税額更正に関する申告受付時の各種調査時(都度) ・他自治体からの照会回答時(都度)	
④入手に係る妥当性	個人住民税・森林環境税の適正な賦課を行うため、賦課期日時点及びそれ以降に賦課決定に要する情報を適宜入手する。 本人や特別徴収義務者等からの入手は、番号法第14条(提供の要求)により、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる規定を根拠としている。情報提供ネットワークシステムを介した入手等については、番号法第19条第8号 別表第二の27の項において、市町村長が地方税の賦課徴収に関する事務に関する情報照会者として明記されている。	
⑤本人への明示	窓口等で本人から直接入手する際には、原則としての利用目的の明示を行う。 本人以外からの入手については、番号法第14条(提供の要求)及び番号法第19条第8号 別表第二の27の項等を根拠としている。	
⑥使用目的 ※	個人住民税・森林環境税の公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	産業・地域振興支援部 税務課 芝地区総合支所 区民課 麻布地区総合支所 区民課 赤坂地区総合支所 区民課 高輪地区総合支所 区民課 芝浦港南地区総合支所 区民課(台場分室含む)
	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [500人以上1,000人未満]

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求を行う。
⑥委託先名		株式会社 日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		課税支援システムの保守・運用
①委託内容		国税連携システムから受信した課税資料の情報を税務システムへ取り込めるようにデータ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ ☐ 特定個人情報ファイルの一部 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	国税連携システムから受信した課税資料の情報を電子データに変換する必要があるため。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ ☐ 10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求を行う。
⑥委託先名		株式会社 インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑨再委託事項	システムのパッケージアプリケーション保守、職員からの問い合わせに対する調査等の一部を再委託する。

[illegible]

		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求を行う。	
⑥委託先名	株式会社 Japan Business Partner	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項8		
給与支払報告書、年金支払報告書及び特別区民税・都民税申告書のイメージ登録業務		
①委託内容	課税資料を画像データに変換し課税支援システムに登録する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	提出された課税資料を画像データに変換する際、特定個人情報が記載された課税資料を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求を行う。	
⑥委託先名	株式会社 Japan Business Partner	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項9		
確定申告書の転写作業		
①委託内容	確定申告書に関わる添付書類で住民税賦課に必要な部分の課税資料を電子複写機により転写を行う。	

[illegible]

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
提供先3	給与支払者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収義務者が給与所得者の特別徴収税額を把握するため。
③提供する情報	給与所得者の税額情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象給与所得者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙)
⑦時期・頻度	特別徴収税額の決定及び更正時
提供先4	年金保険者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金保険者が特別徴収対象年金所得者の特別徴収税額を把握するため。
③提供する情報	特別徴収対象年金所得者の税額情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象年金所得者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特別徴収税額の決定及び更正時
提供先5	番号法第19条第11号に基づき条例で定める提供先(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三第6項
②提供先における用途	別紙2のとおり
③提供する情報	納税義務者の税額情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 保健福祉支援部 みなと保健所 子ども家庭支援部 街づくり支援部
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第二第1項、第2項、第3項、第6項、第9項、第11項、第13項、第14項、第15項、第17項、第20項、第23項、第24項、第25項、第28項、第29項、第33項、第36項、第38項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項
②移転先における用途	各移転先の業務において、税額情報等の確認が必要とされている項目
③移転する情報	納税義務者の税額情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者

⑥移転方法		☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度		随時
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<区における措置> 特定個人情報はデータセンターに設置した専用サーバーに保管し、次の対策を実施している。 ・外部侵入防止として、外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ設置。 ・入退館(室)管理として、管理用 ICカードと手の甲静脈認証による要員(事務従事者)特定や、共通鍵(権限のある者が開錠した扉から権限のない者が入室すること)防止及び要員の位置情報把握などの機能を有する要員所在管理システムにより、複数の対策を講じている。 ・不正持込・持出防止のため、金属探知機及びセンター職員による所持品検査、生体認証とセンター職員によるラック開閉管理、防犯用DRタグによる媒体管理を行っている。 <国の中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法の規定による(第17条の5)。
③消去方法		指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍・筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称

処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

<基本情報>

相当年度 宛名番号

賦課期日時点宛名情報

納税者番号 本人障害区分 生活扶助区分 寡フ区分 ひとり親区分 勤学区分 専従主 専従者 メモ情報

扶養関連情報

事業所基本情報 事業所課税情報 従業員情報

<資料情報>

相当年度 資料種別 資料番号

資料廃止理由 異動理由 異動内容 給報種別

カナ氏名 生年月日 性別

指定番号 個人番号

資料収入種別 事業所家屋敷区分 受給者番号

控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少)

夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分

寡フ区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分

乙欄 死亡退職 災害者 外国人

就職退職区分 就職退職年月日 年調未済区分 摘要欄

配偶者氏名 配偶者生年月日

扶養親族 扶養親族生年月日 扶養親族控除額

専従者氏名 専従者生年月日 専従者給与額 青色区分 専従配偶有無 専従その他 本人専従区分

納税者番号 特例適用条文 徴収希望

別居の控配扶養親族フラグ

事業税開廃業区分 事業税開廃業年月日

居住開始年月日

所得控除件数

所得控除 所得控除額

<賦課情報>

相当年度 宛名番号

徴収区分 課税区分

指定番号 受給者番号

控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少)

夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分

寡フ区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分

青色区分 専従配偶有無 専従その他 専従者控除額 本人専従区分

非課税コード 所得割非課税措置サイン

更正事由 更正補足 更正補足メモ

減免理由 異動年月日 開始月期 済月期

特徴締めフラグ 年金締めフラグ

資料連絡箋出力対象フラグ 資料連絡箋出力理由

事業所家屋敷課税区分 特定居住損区分

居住開始年月日

所得控除件数

賦課特徴情報 賦課普徴情報 賦課所得控除情報

<その他情報 履歴情報>

異動報告情報

証明書発行履歴情報

摘要欄管理情報

個人送達履歴情報

事業所送達履歴情報

年金対象者情報

年金特徴月割情報

社保連携明細情報

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 収納管理情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	☐ システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者	
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、公正・公平な徴収を行うため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、個人住民税・森林環境税の効率的な収納管理を行うため。	
④記録される項目	☐ 100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座情報)	
	その妥当性	個人番号、その他識別情報:本人確認のため、対象者を正確に特定するため(同一人の名寄せ)。 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:督促状や還付通知書等の送付に係る最新の住所を確認するため。 地方税関係情報:算出された税額を収納するため。 公金受取口座情報:公金受取口座利用希望者に還付金を振り込むため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	産業・地域振興支援部 税務課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (区民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (自部署(住民税賦課情報ファイルより))	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない () 件	
委託事項1		税務システムの保守・運用	
①委託内容		システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※		納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
その妥当性		税務システムの保守・運用を行うため、システムで管理される全対象が範囲となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		情報公開請求を行う。	
⑥委託先名		富士通 株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。	
	⑨再委託事項	システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
委託事項2		システム運用にかかるオペレーション業務委託	
①委託内容		ジョブスケジューリングやバッチ処理監視、帳票印刷等のシステム運用作業等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満	
対象となる本人の範囲 ※		納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
その妥当性		システム運用にかかるオペレーション業務を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<区における措置> 特定個人情報はデータセンターに設置した専用サーバーに保管し、次の対策を実施している。 ・外部侵入防止として、外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ設置。 ・入退館(室)管理として、管理用 ICカードと手の甲静脈認証による要員(事務従事者)特定や、共連れ(権限のある者が開錠した扉から権限のない者が入室すること)防止及び要員の位置情報把握などの機能を有する要員所在管理システムにより、複数の対策を講じている。 ・不正持込・持出防止のため、金属探知機及びセンター職員による所持品検査、生体認証とセンター職員によるラック開閉管理、防犯用DRタグによる媒体管理を行っている。 <国の中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上 [6年以上10年未満]
	その妥当性	地方税法第18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。そのため、完納あるいは不納欠損後に削除する必要がある。
③消去方法		指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 収納管理情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍・筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称

処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

<年調定情報>

税目 賦課年度 相当年度

納税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日 通知書番号 口振不能回数

年調定額 軽自動車両コード 軽自動車車種 標識番号 標識記号 標識番号

<月期別調定情報>

税目 賦課年度 相当年度

納税義務者番号 期別 月別 納期限

個人基本種別 賦課異動理由 更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定額

本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額 本税未納額 本税過誤納額

延滞金調定額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額 延滞金過誤納額 退職納入申告日

退職人員数 退職通知書発付日 退職区民税差額 退職都民税差額

納期特例区分 督促状番号 督促状番号枝番 督促停止区分 督促状発付日 督促公示日 督促納期督促取消日

法定納期限等 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損区分

延滞金減免区分 延滞金確定日 延滞金執行日

口座振替区分 振替金額 口振不能理由 口座振替日

変更納期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期

<消込情報>

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 分納回数 期月 子番

通知書番号 領収日 収入日 納付区分 収納種別

消込金額 消込本税額 消込延滞金 消込督促手数料 確定延滞金 未確定延滞金

消込処理情報

仮消込エラー情報

<履歴情報>

調定履歴情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報

証明書発行履歴

充当履歴情報 還付履歴情報 控除不足充当履歴

<その他収納管理情報>

口座振替情報 公金受取口座情報 返戻情報 返戻住所情報

過誤納情報 還付通知書情報 過誤納管理情報

滞繰調定情報 滞繰異動情報

退職分納情報 退職徴収票情報

納付書情報 収納分納情報 控除不足管理情報

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3) 滞納整理情報ファイル		
2. 基本情報		
① ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
② 対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③ 対象となる本人の範囲 ※	納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者	
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、公正・公平な徴収を行うため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、効率的に滞納整理を進めるため。	
④ 記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (滞納整理事務において必要な関係者や財産情報など)	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報: 本人確認を行うため、対象者を正確に特定するため。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 催告書等の送付先を設定、確認するため。 ・地方税関係情報: 算出された住民税額を把握するため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護を受給しているか把握するため。 ・その他: 滞納整理に必要な財産等の情報を把握するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤ 保有開始日	平成28年1月	
⑥ 事務担当部署	産業・地域振興支援部 税務課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
① 入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 (自部署(収納管理情報ファイルより))	

再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑨再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷、アクセスログ開示請求運用等のシステム運用作業等
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜区における措置＞ 特定個人情報はデータセンターに設置した専用サーバーに保管し、次の対策を実施している。 ・外部侵入防止として、外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ設置。 ・入退館(室)管理として、管理用 ICカードと手の甲静脈認証による要員(事務従事者)特定や、共通鍵(権限のある者が開錠した扉から権限のない者が入室すること)防止及び要員の位置情報把握などの機能を有する要員所在管理システムにより、複数の対策を講じている。 ・不正持込・持出防止のため、金属探知機及びセンサー職員による所持品検査、生体認証とセンサー職員によるラック開閉管理、防犯用DRタグによる媒体管理を行っている。 ＜国の中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ [6年以上10年未満] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第18条により徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しない場合には、時効により消滅する。そのため、完納あるいは不納欠損後に削除する必要がある。
③消去方法		指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 滞納整理情報ファイル

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍・筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称

処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

<記事情報>

宛名番号 記事連番 記事年月日 記事時刻 記事コード 記事内容

折衝情報 交渉情報 予定情報

処分コード 調書番号

<滞納個人情報>

宛名番号 担当区分 地区コード 受入年月日

現年滞納額 滞納繰越額

滞納区分 最終折衝日 職業 滞納理由 滞納理由補足 特記事項 納付方法

訪問予定年月日 訪問予定日 訪問予定時刻

最終納付年月日 最終納付金額 最終催告種別 最終催告年月日 最終催告期限

催告停止日 催告停止期限 催告停止事由

返戻情報 実態調査情報 生活保護情報

差押情報(電話・不動産・給与・預金・郵貯・生保・債権)

繰上徴収件数 納付委託件数 分割納付件数 徴収猶予件数 延滞金減免件数

差押件数 参加差押件数 交付要求件数 換価猶予件数 処分停止件数 時効中断件数

時効予定日 臨戸分納区分 徴収区分

戸籍情報

連絡先情報

<分納情報>

処分コード 調書番号 処分連番 回数 指定期日 調定年度 課税年度 税目

通知書番号 事業年度開始日 申告区分 申告連番 期別 期別順番

本税分納額 督手分納額 延滞金分納額 加算金分納額 受付番号

<滞納整理情報>

滞納履歴

処分情報 処分調定情報

公売管理情報 財産情報 証券管理情報

納付指導計画

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税賦課情報ファイル、(2) 収納管理情報ファイル、(3) 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出/申請等の窓口において、届出・申請内容として個人番号を入手する際には本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めることで、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・庁内連携システムあるいは外部関係機関から入手する連携については、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することがないよう制限されている。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から課税情報の要求があった場合と、番号利用権限のない職員から課税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・住基CSオンライン端末による取得の際には、運用上の取り決めにより地方税の賦課徴収に係る関係者以外の情報を入手しないよう制限をしている。 ・課税の申告書に他市区町村分が含まれていた場合は、速やかに本来の提出先への回送処理を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・届出・申請等の様式において記載する部分は、各業務に必要な項目のみに限る。 ・届出・申請等内容のシステム入力後、入力内容の確認を複数人で行う。 ・住民税と他業務連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・他業務参照用の課税情報画面においては、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出、申請の記載項目は必要最小限とし、不必要な書類は受理しない。 ・税務システムを利用する必要がある職員を特定し、ICカードによる識別とパスワードによる認証を実施しており、不適切な特定個人情報入手が出来ないように、権限設定を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口にて直接申告書を受け取る場合には、区の要領・手順書等に基づき対面で次の本人確認の書類の提示を受け、本人確認を行う。①個人番号カード、②通知カードと主務省令で定める書類(顔写真入りの官公署発行の身分証明書または顔写真無しの官公署発行の資格証2点) ・各種申告書に記載された個人番号については、税務システム及びその運用において照合し、本人確認を行う。 ・庁内連携システムより入手した情報(住民情報)については、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・窓口にて直接申告書を受け取る場合には、通知カードと身分証明書、個人番号カードや本人への聞き取りに基づき、宛名システムで管理する真正性の確認が取れた個人番号及び4情報等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 ・他関係機関を経由して、入手した各種申告書の個人番号については、個人番号と基本4情報に基づいて住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムに照会を行うことで真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・「2. 特定個人情報の入手」におけるリスク1、リスク2、リスク3に記載した各措置の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りのないよう、入力した職員以外による照合を実施する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・紙媒体及び電子媒体により提出された申告等は、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、入力及び照合した後は、当区の規定により定められる期間、施錠して保管する。 ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、入手したデータをアクセス制限付きのフォルダ等で管理することで漏洩を防止している。 ・税務システムを利用するには、ICカードとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外に権限を与えていない。
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・団体内統合宛名・連携宛名システムにおいては、番号法及び関係主務省令で定められた事務の担当部署の担当職員以外からは、特定個人情報へのアクセスができないよう制限している。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から課税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民税と他業務連携においては、事務に必要な情報について定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはないよう設定している。
その他の措置の内容	帳票印刷等のためにデータ化したものについては、行政情報システム専用のセキュリティ対策が施された指定の一時保管場所にのみ保管し、他への利用が出来ないようにアクセスや複製の制限をかけている。また、利用後はすみやかに削除している。
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムの利用が可能な職員を特定し、ICカードとパスワードによる認証を行っている。 ・認証後は各システムの利用機能ごとに利用認可を設定し、職員ひとりひとりにシステム上で利用可能な機能を設定して、不正利用が行えない権限設定を実施する。 ・不正なアクセスが行われないように、端末の操作記録であるアクセスログを税務課職員が毎月1回確認して、記録を残している。
アクセス権限の発効・失効の管理	行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・発行管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合は、所属長の承認を受けてシステムに反映させている。また、承認期間は最長1年とし、毎年任用期間や委託期間を明示する書面を添えて再申請が必要な運用としている。 ・失効管理: 人事異動等により失効者が出た場合には、所属長の承認を受けてシステムに反映させるとともに、処理の遅れが出ないように人事システムからも職員情報を連携して随時更新を行っている。特に任期の定めがある臨時職員・非常勤職員や委託事業者の従事者については、発行申請時に提示された任用期間または、委託期間を超えて利用できないよう自動失効させており、期間の延長は再度発行申請によることとして、失効の手続き漏れを防いでいる。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事情報を入手し、それをもとに権限表を作成する。システム担当者が権限表により発効管理・失効管理を行っており、毎年年度当初までに内容を確認している。 ・大規模な組織変更、人事異動があるときはイベント処理として、事前検証(リハーサル)を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末から参照、更新した場合の操作記録であるアクセスログを記録している。記録は7年間保存しており、記録を検査・分析し、不正なアクセスがないことを確認している。 記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛番号、4情報 ・業務所管課設置の端末には、特定個人情報ファイルを保存できないようシステムで制限をかけている。 ・特定個人情報のバックアップデータ及び操作記録は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできるよう制限をかけている。	
その他の措置の内容	データベース内では個人番号を保有するテーブル(表)と個人情報を保有するテーブル(表)は別になっており、個人番号を利用しない事務の担当職員は、個人番号を保有する場所にはアクセスできない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー・事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講(年1回)とeラーニングの実施(年2回)を全員に義務付けている。 ・定期的に実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則(4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など)、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・業務所管課設置の端末には、特定個人情報ファイルを保存できないようシステムで制限をかけている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとし、また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・区の情報セキュリティ研修については、派遣事業者及び指定管理事業者の責任者にも毎年参加を義務付けており、事業者の事務従事者全員に対しても職員と同じeラーニング受講と区の研修を受講した責任者による内部研修実施を義務付けている。 ・情報セキュリティ研修においては、標的型メールや委託事業者による情報漏えい等、最新セキュリティ事故の実例をあげるとともに、特定個人情報の業務外利用禁止や漏えい時の罰則(4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など)、アクセスログが確実に記録されていること等、従業者に周知徹底している。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・業者選定時には選定基準を設定し、委託先の社会的信用と能力を確認している。 ・仕様書には、プライバシーマークを取得している会社に限るなど、委託先の安全管理体制と安全管理措置の内容等、特定個人情報の取扱いが適正であることを条件にしている。	

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託事業者の従事者名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録をアクセスログとともに、安全対策実施手順の規定により7年間保存している。 ・委託業務の実施状況について、月1回、定期的に報告を受け、記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法で定められた事項、及び港区情報公開条例、港区個人情報保護条例、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例、港区情報安全対策指針、港区情報安全対策実施手順等に準じルールを遵守する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先のデータセンター等への定期的な視察、監査を行う。 ・日常運用においては、港区情報安全対策手順に規定された申請や承認ルールを遵守して事務が執行されていることを、月1回、定期的にチェックする。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。 - また、書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要に応じて職員が実地調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前期各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止し、事前の再委託協議を義務付けている。 ・委託先と同等のリスク対策を実施するよう、再委託の協議書と契約特記事項において、受注者が負うべき義務を再委託先も同様に負うことを明記している。	
その他の措置の内容	・特定個人情報及び個人情報を取り扱う事務の委託について、初回の契約締結前に港区個人情報保護運営審議会に諮問し、承認を受けている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・区の情報セキュリティ研修については、委託事業者の責任者にも毎年参加を義務付けており、事業者の事務従事者全員に対しても職員と同じeラーニング受講と区の研修を受講した責任者による内部研修実施を義務付けている。 ・情報セキュリティ研修においては、標的型メールや委託事業者による情報漏えい等、最新セキュリティ事故の実例をあげるとともに、特定個人情報の業務外利用禁止や漏えい時の罰則(4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など)、アクセスログが確実に記録されていること等、従業者に周知徹底している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみで、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムの連携データ内に記載された連携日時記録であるタイムスタンプにより確認できる。これらの記録は、安全対策実施手順の規定により7年間保存している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人住民税・森林環境税に関する情報の目的外利用については、番号法施行以前においては、港区個人情報保護条例の規定により、港区個人情報保護運営審議会の承認を受け、目的外利用登録簿に利用内容を明記して、毎年定期点検の上で公開していた。 ・番号法施行後は、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例に基づき、特定個人情報を取り扱う事務の登録簿を整備して公開し、適正な利用を定期的に登録簿から確認できるようにする。	
その他の措置の内容	「サーバー室への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有するものを厳格に管理し、情報の閲覧や持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報の移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。 ・他市区町村への情報提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、また権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携では、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。 ・庁内連携では、本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみ照会対象とする。 ・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報セキュリティ研修に重ねて、番号制度施行前研修において、特定個人情報の法定利用及び条例独自利用にかかる規定、業務外利用や情報漏えい時の罰則（4年以下の懲役又は200万円以下の罰金など）等、従業者に周知徹底する。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ②各自のID、操作者ICカード、パスワードは適切に管理し、離席時には必ずログアウトし、なりすましを防止している。 ③情報漏えい防止を中心としたセキュリティ研修を定期的実施し、安全対策手順を遵守した運用を行っている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①中間サーバーに情報照会を行う場合には、中間サーバー連携システムやシステム共通基盤での照会結果改編は行わないことで、中間サーバーから入手したものと同一の内容であることを担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①中間サーバーに情報照会を行う場合には、中間サーバー連携システムやシステム共通基盤での照会結果改編は行わないことで、中間サーバーから入手したものと同一の内容であることを担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク			

リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ②各自のID、操作者ICカード、パスワードは適切に管理し、離席時には必ずログアウトし、なりすましを防止している。 ③情報漏えい防止を中心としたセキュリティ研修を定期的の実施し、安全対策手順を遵守した運用を行っている。 ④照会した業務端末に照会情報を保存できないよう、システムで制限をかけている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①税務システムと中間サーバーの接続は、中間サーバー連携システム経由のみの通信として、不正な方法での提供が行われないようにしている。 ②操作者の認証や操作内容を記録し、不正な操作の抑止としている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		

リスクに対する措置の内容	<区側システム運用における措置> ①中間サーバーに提供される情報は、入力後の照合作業等により正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防止し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	<区における措置> 特定個人情報はデータセンターに設置した専用サーバーに保管し、次の対策を実施している。 ・外部侵入防止として、外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ設置。 ・入退館(室)管理として、管理用ICカードと手の甲静脈認証による要員(事務従事者)特定や、共連れ(権限のある者が開錠した扉から権限のない者が入室すること)防止及び要員の位置情報把握などの機能を有する要員所在管理システムにより、複数の対策を講じている。 ・不正持込・持出防止のため、金属探知機及びセンター職員による所持品検査、生体認証とセンター職員によるラック開閉管理、防犯用DRタグによる媒体管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策		[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <区における措置> ①ネットワークは不正アクセス防止のため、業務系専用ネットワークで結ぶと共にファイアウォールを設置している。 ②サーバーにウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを随時更新すると共に、サーバ及び端末のウィルススキャンを日次で行っている。 ③導入しているオペレーティングシステム及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ④業務系端末には個人情報等を保管できないよう、システムで制限をかけている。 ⑤区では情報処理システム導入当初より業務用端末の外部接続を禁止しており、業務用端末はインターネットに接続していない。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
	具体的な対策の内容	

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者も現存者と同様の管理となっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムにより、随時異動情報を連携することで最新の情報であることを担保している。また、定期的に住民基本台帳ネットワークシステムと住民記録システムの整合性点検を行っており、それによる修正情報も随時連携されている。 ・生活保護関係情報、障害者情報、年金関係情報、扶養親族情報等、必要な情報については、毎年情報を入手し、賦課決定を行うことで、最新の情報であることを担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 また、住民基本台帳ネットワークや公的個人認証などの先行している全国規模のシステムの例にならい、内部監査チェックリスト及びセキュリティ自己点検チェックリストを用いて、特定個人情報を取扱う従事者全員が定期的に点検作業を行う。
②監査	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・外部監査 民間機関等より調達する外部監査事業者による情報セキュリティ監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・関係職員に対して、初任時及び1年ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。各責任者については、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関することと、秘密保持に関する条項を含む契約を締結している。 ・正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されるなど、従来の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっており、こうした罰則規定も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性を従業者に繰り返し周知する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
3. その他のリスク対策		
区では、情報漏えいなどの万一の事態に備え、次の対策に取り組む。 ・情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための安全管理措置を定め、組織体制を整備する。 ・特定個人情報等を取り扱う各部署の任務分担や責任を明確化し、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損等の発生又は兆候を把握した場合や、事務担当者が取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合に、職員が直ちに責任者へ報告することを義務付ける。報告を受けた責任者は、事実関係の調査を行い、漏えい等事案が発覚した場合は、原因の究明に必要な措置を講じ、再発防止策を検討・実施する。 ・委託事業者についても区の安全管理措置と同等の措置を講ずることを契約で義務付け、事故発生時における報告や調査への協力、公表措置及び損害賠償、並びに従業者への教育訓練や監督等を義務付ける。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 産業・地域振興支援部 税務課
②請求方法	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。
特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付については実費負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	eLTAX(地方税電子申告)システム、課税支援システム、税務システム
公表場所	港区ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都港区 産業・地域振興支援部 税務課 電話番号 03-3578-2586
②対応方法	問合せを受けた際には、対応内容を記録に残す。 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、関係機関と連携して対処する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日(予定)
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる区民意見募集を実施
②実施日・期間	令和7年2月3日～3月4日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月15日(諮問)
②方法	港区情報公開・個人情報保護運営審議会諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月24日	I 基本情報 6情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	第85項の2、第111項、第119項 を追記	事後	別表第二に追記
平成27年11月24日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務		第85項の2、第111項、第119項 を追記	事後	別表第二に追記
平成28年4月15日	I 基本情報 5個人番号の利用 ②法令上の根拠	なし	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2別表第二 第22項	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成28年4月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号、学校保健安全法第24条、港区の個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	番号法第19条第9号、学校保健安全法第24条、港区の個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第15条の2別表第三第6項	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成28年4月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 5特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、港区の個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	番号法第9条第2項、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第11条の2 別表第二 第1項、第2項、第3項、第5項、第6項、第9項、第10項、第11項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、第20項、第23項、第24項、第25項、第28項、第29項、第30項、第33項、第36項、第38項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成28年4月15日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法で定められた事項、及び港区情報公開条例、港区個人情報保護条例、港区情報安全対策指針、港区情報安全対策実施手順に従いルールを遵守する。	・番号法で定められた事項、及び港区情報公開条例、港区個人情報保護条例、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例、港区情報安全対策指針、港区情報安全対策実施手順に従いルールを遵守する。	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成29年4月1日	I 関連情報 7評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 白井 隆司	税務課長 吉田 宗史	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用にかかるオペレーション業務委託 委託事項3 システム共通基盤の保守作業 委託事項6 中間サーバ連携システムの保守・運用 ③委託先名	株式会社 日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	委託先の変更
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第111項、第119項	削除	事前	法令上の根拠修正
平成29年5月22日	V 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。	事後	請求方法を具体的に記載
平成29年5月22日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せを受けた際には、対応内容を記録に残す。	問合せを受けた際には、対応内容を記録に残す。 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、関係機関と連携して対処する。	事後	対応方法を具体的に記載
平成30年4月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 ③課税原票支援システム	システム1 ③課税支援システム	事後	システムの変更
平成30年4月1日	I 基本情報 5 個人番号の利用	第9条第1項 別表第一第16項	第9条第1項 別表第一第16項、第9条第2項	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	第117項、第120項	第117項、第120項は削除 第38項、第119項を追加	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	I 基本情報 7.評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 吉田 宗史	税務課長 重富 敦	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	①委託内容 課税資料を画像データに変換し課税原票管理システムに登録する。 ③委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ⑥委託先名 株式会社ジェイエスキューブ	①委託内容 課税資料を画像データに変換し課税支援システムに登録する。 ③委託先における取扱者数 50人以上100人未満 ⑥委託先名 株式会社日本代行	事後	システムの変更
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報の提供・移転 提供先5	・番号法第19条第9号、学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	・番号法第19条第9号、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条 ・学校教育法、学校保健安全法により要する費用についての援助に関する事務	事後	法令上の根拠修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報の提供・移転 移転先1	第16項、第18項、第30項	削除	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	・No6 (事務) 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・No6 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	No19	No19の次にNo19-2を追加 No19-2 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 別表第二の38 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 市町村長	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	No56 厚生労働大臣 別表第二の117 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの 市町村長	No56 都道府県知事 別表第二の119 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 市町村長	事後	法令上の根拠修正
平成30年4月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	No57	削除	事後	法令上の根拠修正
平成31年4月1日	平成30年5月版様式4に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 基本情報 7 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	税務課長 重富 敦	税務課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 ① 国税連携データシステム	システム3 ① 課税支援システム	事後	システムの変更
平成31年4月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 ② ① 国税連携を通じてダウンロードした確定申告データを、税務システムに連携・取込ができるよう加工する機能 ② 紙で提出された確定申告書第二表の数値データ化及び補正入力機能 ③ 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能等 ④ 4情報を基にした宛名の付設機能	システム3 ② ① 国税連携を通じてダウンロードした確定申告データとeLTAXを通じてダウンロードした給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書データを、税務システムに連携・取込ができるよう加工する機能 ② 確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書について、4情報を基にした宛名の付設機能 ③ 紙で提出された確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除に係る申告特例通知書の補正入力機能 ④ 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能等	事後	システムの機能を具体的に記載
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項5 国税連携データ処理システムの保守・運用	委託事項5 課税支援システムの保守・運用	事後	システムの変更
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項10 ① 委託内容 ・eLTAXの内容審査、給与支払義務者の調査等の作業を行う。 ・確定申告書の情報をパンチにより電子データ化する。	委託事項10 ① 委託内容 ・eLTAXの内容審査、給与支払義務者の調査等の作業を行う。 ・確定申告書の情報をパンチにより電子データ化する。 ・郵便物の開封・整理を行う。	事後	委託内容の変更
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項10 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提出方法 その他(税務システム、国税連携データ処理システム)	委託事項10 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提出方法 その他(税務システム、課税支援システム)	事後	システムの変更
令和2年4月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 ③ 接続方法 媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない	システム3 ③ 接続方法 税務システム	事後	システムの変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用	① 入手元 行政機関・独立行政法人等(国税庁(税務署)、日本年金機構) 地方公共団体、地方独立行政法人(他市区町村、情報提供ネットワークシステム利用期間、地方公共団体情報システム機構)	① 入手元 行政機関・独立行政法人等(国税庁(税務署)、日本年金機構、共済組合) 地方公共団体、地方独立行政法人(他市区町村、情報提供ネットワークシステム利用期間、地方公共団体情報システム機構、共済組合)	事後	入手元を詳細に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 一般社団法人地方税電子化協議会	委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 地方税共同機構	事後	運営管理団体の変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項7 ⑥委託先名 株式会社日本代行	委託事項7 ⑥委託先名 株式会社Japan Business Partner	事後	委託先事業者の社名変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項8 ⑥委託先名 株式会社日本代行	委託事項8 ⑥委託先名 株式会社Japan Business Partner	事後	委託先事業者の社名変更
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項11 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	委託事項11 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 その他(LGWAN)	事後	システムの変更
令和3年4月1日	(別添2)ファイル記録項目(住民税) (1)住民税賦課情報ファイル<基本情報>		「寡フ区分」の次に「ひとり親区分」を追加	事後	法令上の根拠修正に伴うシステムの変更
令和3年4月1日	(別添2)ファイル記録項目(住民税) (1)住民税賦課情報ファイル<資料情報>		「寡フ区分」の次に「ひとり親区分」を追加	事後	法令上の根拠修正に伴うシステムの変更
令和3年4月1日	(別添2)ファイル記録項目(住民税) (1)住民税賦課情報ファイル<賦課情報>		「寡フ区分」の次に「ひとり親区分」を追加	事後	法令上の根拠修正に伴うシステムの変更
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先2 ①番号法第19条第8号	提供先2 ①番号法第19条第9号	事後	法令上の根拠修正
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1 番号法19条7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	提供先1 番号法19条7号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)	事後	書式見直しによる変更
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先5 教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第15条の2 別表第三第6項 ②提供先における用途 学校教育法、学校保健安全法により要する費用についての援助に関する事務	提供先5 番号法19条第10号に基づき条例で定める提供先(別紙2のとおり) ①法令上の根拠 番号法第19条第9号、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第15条の2 別表第三第6項 ②提供先における用途 別紙2のとおり	事後	書式見直しによる変更
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先6～提供先20	削除	事後	書式見直しによる変更
令和3年4月1日	Ⅱ Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先1 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、港区の個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第11条の2 別表第二第1項、第2項、第3項、第5項、第6項、第9項、第10項、第11項、第13項、第14項、第15項、第17項、第20項、第23項、第24項、第25項、第28項、第29項、第33項、第36項、第38項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項。	移転先1 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項、港区の個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第11条の2 別表第二第1項、第2項、第3項、第6項、第9項、第11項、第13項、第14項、第15項、第17項、第20項、第23項、第24項、第25項、第28項、第29項、第33項、第36項、第38項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項	事後	法令上の根拠修正
令和3年6月30日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅱ Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 3特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑤本人への明示	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 5特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	別紙1 5特定個人情報の提供・移転	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 5特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号	番号法第19条第11号	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	別紙2 5特定個人情報の提供・移転	(別紙2) 番号法第19条第10号、「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」第15条の二第1項に定める提供先	(別紙2) 番号法第19条第11号、「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」第15条の二第1項に定める提供先	事前	番号法改正のため
令和3年6月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号	(※2) 番号法別表第二及び第19条第15号	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	別紙1 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	なし	第29項、第30項、第71項、第102項、第115項、第121項	事後	内容見直しの為追加
令和4年10月1日	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(2) 収納管理業務【内容】 ④納付または還付金受領手段として口座振替を希望した納税義務者の口座情報管理	(2) 収納管理業務【内容】 ④納付または還付金受領手段として口座振替を希望した納税義務者の口座情報管理(還付事務においては、公金受取口座情報を含む)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	中間サーバー連携システム	中間サーバー	事後	誤記修正
令和4年10月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(2) 収納管理業務	(2) 収納管理業務 図に公金受取口座情報を照会するフローを追記	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) (2) 収納管理業務 ⑥還付対象者からの還付金請求書を受領し、還付支払データの作成を行う。	(備考) (2) 収納管理業務 ⑥還付対象者からの還付金請求書を受領し、公金受取口座利用希望者の口座情報を取得した上で、還付支払データの作成を行う。	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	記載なし	[○]その他(公金受取口座情報)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	記載なし	公金受取口座情報: 公金受取口座利用希望者に還付金を振り込むため。	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載なし	・公金受取口座情報(公金受取口座での受取希望が生じる都度)	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条を根拠としている。	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、第19条第8号 別表第二の27の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第16条、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条を根拠としている。	事後	公金受取口座登録制度の開始による番号法、番号条例改正に伴う追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	記載なし	公金受取口座での受取希望があった場合、情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得し、振り込みに使用する。	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。
令和4年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	公金受取口座情報	事後	公金受取口座登録制度の開始による追加。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(1)④当区で課税した住登外者の住登地への通知(住登外課税通知294条3項) (1)⑥税務署通報用の317条通知書の作成	(1)④当区で課税した住登外者の住登地への通知 (1)⑥当区が独自で調査・課税した場合の税務署への通知	事後	記載の見直し
令和5年6月21日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2 別表第二第22項	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二第22項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	100人以上500人未満	500人以上1,000人未満	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第15条の2 別表第三第6項	港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条 別表第三第6項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先6 ①法令上の根拠	港区の個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例第11条の2	港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	100人以上500人未満	500人以上1,000人未満	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	V 開示請求、問合せ 1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名 公表場所	個人情報取扱業務登録簿 港区役所区政資料室	eLTAX(地方税電子申告)システム、課税支援システム、税務システム 港区ホームページ	事後	港区ホームページで個人情報ファイル簿を公表したため
令和5年6月21日	別紙1 番号法第19条第8号 別表第二に定める事務	なし	第121項 を追記	事後	別表第二に追記
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(1住民税賦課情報ファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑧使用方法		「個人住民税」のあとに「森林環境税」を追記	事後	法令改正のため
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(2収納管理情報ファイル) 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑧使用方法		「個人住民税」のあとに「森林環境税」を追記	事後	法令改正のため
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(3滞納整理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 ⑥使用目的		「個人住民税」のあとに「森林環境税」を追記	事後	法令改正のため
令和6年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9及び10 ⑥委託先名	キャリアリンク株式会社	株式会社 ヒューマントラスト	事後	委託先の変更
	表紙	[平成30年5月 様式4]	[令和6年10月 様式2]	事後	様式の変更
	II 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民税) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(収納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(滞納) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正
	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う修正

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者					
No.	項番	情報照会者（提供先）	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
1	1	厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下この条において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって次条で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
4	5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
5	7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
6	11	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの
7	13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
8	15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
9	20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
10	28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
11	37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
12	39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
13	42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特別給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
14	48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
15	49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
16	53	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
17	57	日本私立学校振興・共済事業団	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
18	58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
19	59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
20	63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
21	65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの

22	66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
23	69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
24	73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
25	75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	76	住宅地区改良法（昭和三十一年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
27	81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
28	83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
29	84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百三十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
30	86	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
31	87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
32	88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
33	89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
34	90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
35	91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
36	92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
37	96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの
38	98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百条で定めるもの
39	106	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
40	108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
41	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
42	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの
43	125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
44	129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの
45	130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの
46	132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
47	137	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
48	138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの

49	140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの
50	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
51	142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの
52	144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
53	147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの
54	151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
55	152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
56	155	市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
57	156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
58	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの
59	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。））	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
60	161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第百三十八号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第百三十八号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
61	163	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
62	164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇ー二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
63	165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三〇〇ー一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
64	166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの
65	167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
66	168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの

67	169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
68	170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
69	171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
70	172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
71	173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

（別紙2）番号法第19条第11号に基づき条例で定める提供先					
No.	項番	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	4	教育委員会	学校教育法による就学に必要な経費の援助に関する事務であつて区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの
2	6	教育委員会	法別表四十の項に定める学校保健安全法に関する事務であつて区規則で定めるもの	区長	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則で定めるもの